平成２３年（フ）第２４１号
福井県越前市沢町157番地　あらやマンションＡ棟２Ｆ
債務者　稲葉　　茂
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２５３号
福井県鯖江市平井町第56号１番地７　市住Ｃ―101
債務者　髙井　幸則
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１７４号
広島県福山市北本庄１丁目13番５号　３号、旧住所広島県福山市春日町５丁目５番35号Ｂ－１
債務者　石田　一恵
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１９５号
広島県福山市手城町２丁目21番29号
債務者　吉田　榮子
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１９７号
広島県福山市幕山台２丁目19番６号、住民票上の住所広島県福山市能島３丁目２番５―304号
債務者　田中　光子
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第５２４号
千葉県我孫子市柴崎台５丁目５番１号　201号
債務者　八田　典子
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５４５号
千葉県松戸市新作1222番地　ベルピア北松戸第５―202号
債務者　菅原　　信
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５６５号
千葉県柏市篠籠田1507番地35　第一香川ハイツ101号
債務者　桑子みつ子
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５７０号
千葉県松戸市五香３丁目13番地の６　高田コーポ101号
債務者　和田　耕平
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５７５号
千葉県松戸市三矢小台３丁目15番地の１　中台グリーンテラスＢ―２号
債務者　鈴木　　勇
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５７８号
千葉県柏市花野井744番地の５
債務者　古野　司征
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５７９号
千葉県柏市花野井744番地の５
債務者　古野　繁子
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５８０号
千葉県我孫子市布佐１丁目１番地の４　１―102号
債務者　二藤部昌子
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２１３号
神奈川県逗子市桜山２丁目１番58号
債務者　安住　一子
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第８８号
神戸市北区南五葉２丁目４番18―502号
債務者　浅野　興一
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８９号
神戸市北区南五葉２丁目４番18―502号
債務者　浅野　陶子
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４２２号
神戸市長田区若松町５丁目５番１―1416号
債務者　堀　　修
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部